

令和7年度

第1回 すいたの年輪ネット

1

包括的な支援体制の整備

2

重層的支援体制整備事業

3

重層事業における生活支援体制整備事業

令和7年6月9日

福祉部福祉総務室

令和7年度

第1回 すいたの年輪ネット

1

包括的な支援体制の整備

1－1 包括的な支援体制の整備（社会福祉法第106条の3）

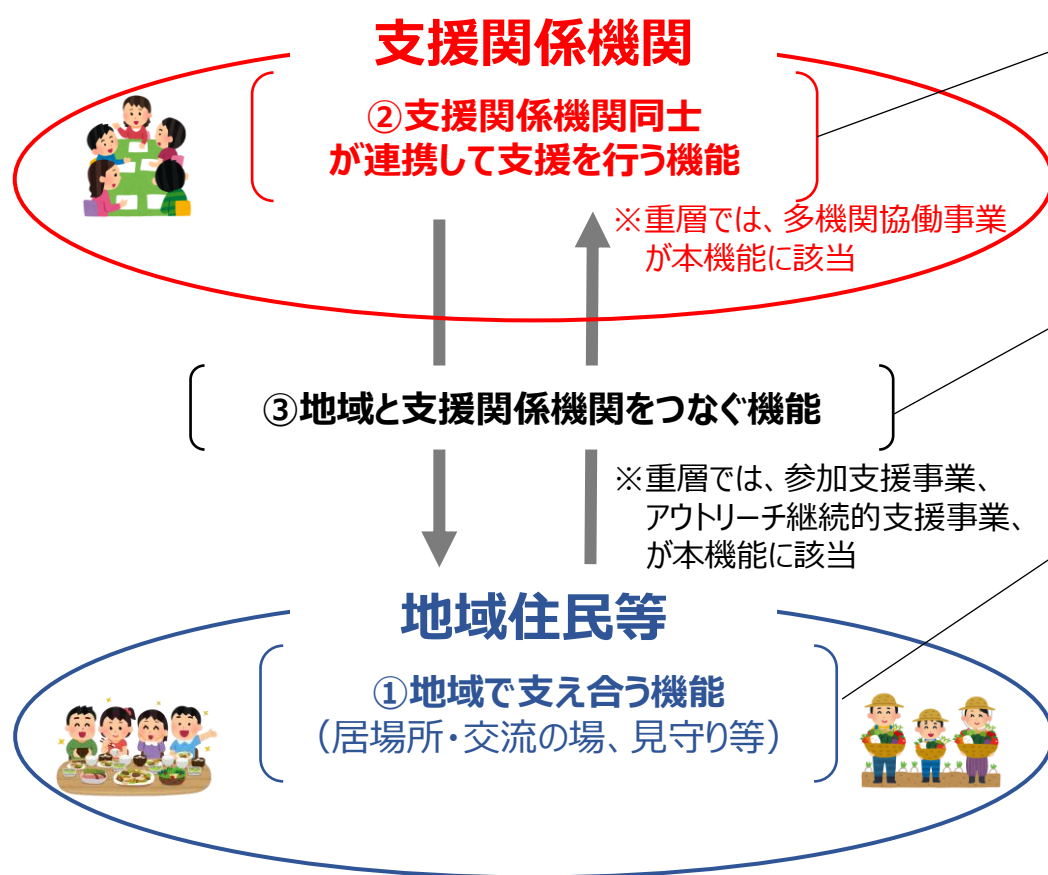
- **市町村は、地域住民等と支援関係機関による地域福祉の推進のため相互の協力が円滑に行われ、地域生活課題の解決に向けた支援が包括的に提供される体制を整備するよう努めるものとする。**

✓ 包括的な支援体制の整備のために、**市町村による実施が期待される施策**

- ① **地域住民等が主体的に地域生活課題を把握して解決を試みることができる環境の整備**
 - ※ 地域福祉活動への住民参加を促す者への支援、住民の交流の場・活動拠点の整備、住民への研修
- ② **地域住民等が地域生活課題に関する相談を包括的に受け止め、情報提供や助言を行うとともに、必要に応じて支援関係機関につなぐことのできる体制の整備**
 - ※ 相談を包括的に受け止める場の整備・周知とバックアップ体制の構築、民生委員・保護司等の地域の関係者との連携による地域生活課題の早期把握
- ③ **地域住民等が相談を包括的に受け止める場等では対応が難しい複合的で複雑な課題、制度の狭間にある課題等を受け止める相談体制の構築**
 - ※ 支援関係機関によるチーム支援、支援に関する協議・検討の場、支援を必要とする者の早期把握、地域住民等との連携

1-1 包括的な支援体制の整備（社会福祉法第106条の3）

- 包括的な支援体制の整備は、地域住民等と支援関係機関が協力し地域生活課題を抱える地域住民を包括的に支える体制整備を行うもの。
- 体制整備においては、①地域で支え合う機能、②支援関係機関が連携して支援を行う機能、③地域と支援機関をつなぐ機能の整備が重要。
- 重層的支援体制整備事業は、この体制を整備するためのスタートアップ支援を行う事業であり、人口減少と担い手不足が深刻な地域においては、①地域で支え合う機能や、③地域と支援関係機関をつなぐ機能が特に重要となる。



● 106条の3第1項第3号

三 生活困窮者自立相談支援事業を行う者その他の支援関係機関が、地域生活課題を解決するために、相互の有機的な連携の下、その解決に資する支援を一体的かつ計画的に行う体制の整備に関する施策

● 106条の3第1項第2号後段

二 地域住民等が（中略）、必要に応じて、支援関係機関に対し、協力を求めることができる体制の整備に関する施策

● 106条の3第1項第1号・2号前段

一 地域福祉に関する活動への地域住民の参加を促す活動を行う者に対する支援、地域住民等が相互に交流を図ることができる拠点の整備、地域住民等に対する研修の実施その他の地域住民等が地域福祉を推進するために必要な環境の整備に関する施策
二 地域住民等が自ら他の地域住民が抱える地域生活課題に関する相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、（中略）に関する施策

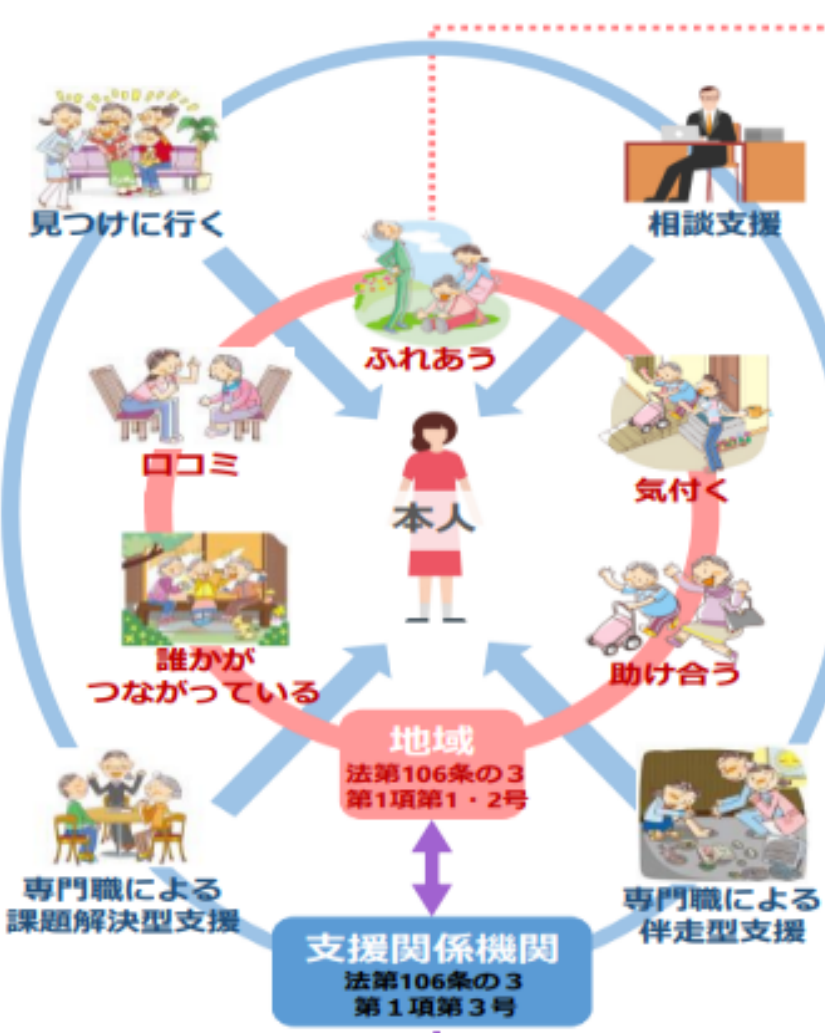
地域住民等：地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者（4条2項）

支援関係機関：地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（4条3項）

1-2 本人・世帯を中心とした包括的な支援体制

＜「包括的な支援体制」の姿＞

これからの支援体制＝包括的支援体制



生活を下支えする地域ができている

- 住民同士がつながる多様な機会が地域の中にある
- 上記の場に参加することが難しい住民をフォローする体制がある

ケースを見つけに行くことができる

- 相談窓口で待つだけでなく、ケースを把握しに行く取組を行っている
- 地域で把握された情報・ケースをつないでもらうルートができている

ケースを受け止めることができる

- 所掌する制度やサービスの適用可否に関わらず、どんな相談も受け止めている
- 表面的な訴えだけでなく、対象世帯の生活課題全体を把握する対応が必要に応じて行われている

インフォーマルとフォーマルが協働している

- 地域の関係者にも関わってもらった上で、“孤立の解消”も視野に入れた支援が行われている
- 支援関係機関においては、必要に応じて福祉以外の部門との調整、外部の関係機関との調整が行われている

必要に応じて伴走支援が行われている

- 課題を緩和しながら長期に関わる場合、ライフステージの変化に応じた柔軟な支援が必要な場合などに、伴走支援が行われている

不足する社会資源を開発する仕組みがある

1－3 重層的支援体制整備事業の位置づけ

地域共生社会の実現

- 制度・分野ごとの『縦割り』や「**支え手**」「**受け手**」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**

社会福祉法第4条（抜粋）

- 地域福祉の推進は**、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。
- あらゆる分野の活動に参加する機会**が確保される上での各般の課題（以下「**地域生活課題**」という。）を**把握**し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関・・・との**連携**等によりその**解決**を図る。

社会福祉法第106条の3（抜粋）

市町村は、地域住民等と支援関係機関による**地域福祉の推進のため相互の協力が円滑に行われ**、地域生活課題に向けた支援が包括的に提供される体制を整備するよう**努めるものとする**。



社会福祉法第106条の4（抜粋）

市町村は、地域生活課題の解決に資する包括的な支援体制を整備するため・・・**重層的支援体制整備事業**を行うことが**できる**。

令和7年度

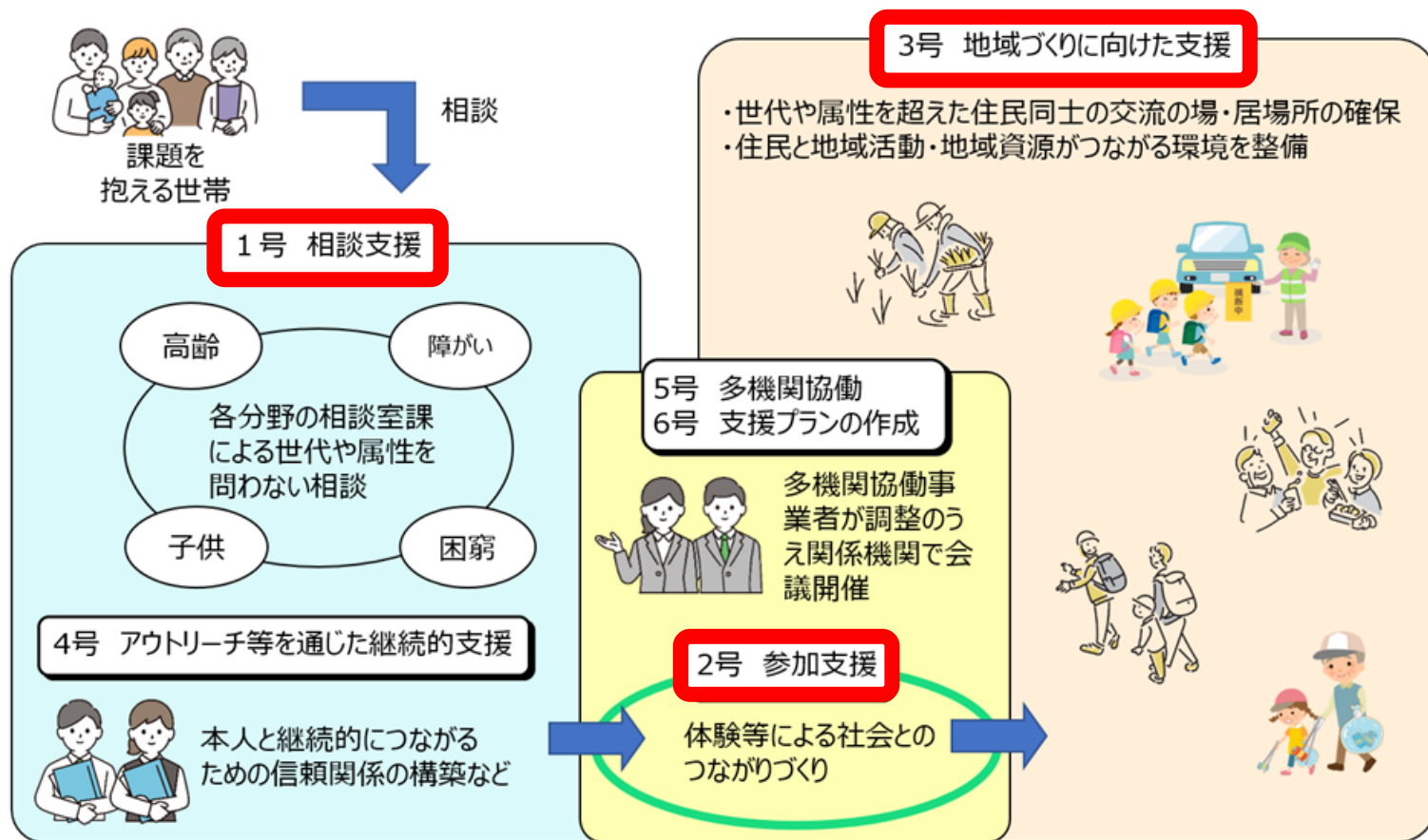
第1回 すいたの年輪ネット

2 重層的支援体制整備事業

2-1 重層的支援体制整備事業（社会福祉法第106条の4）

事業概要

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**1 相談支援**、**2 参加支援**、**3 地域づくりに向けた支援**を一体的に実施
- 希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、1～3の支援は必須
- 市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、交付金を交付



多機関による支援 ⇒ 地域・社会へ

2-1 重層的支援体制整備事業（社会福祉法第106条の4）

- 重層的支援体制整備事業とは、以下の表に掲げる事業を一体的に実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業。

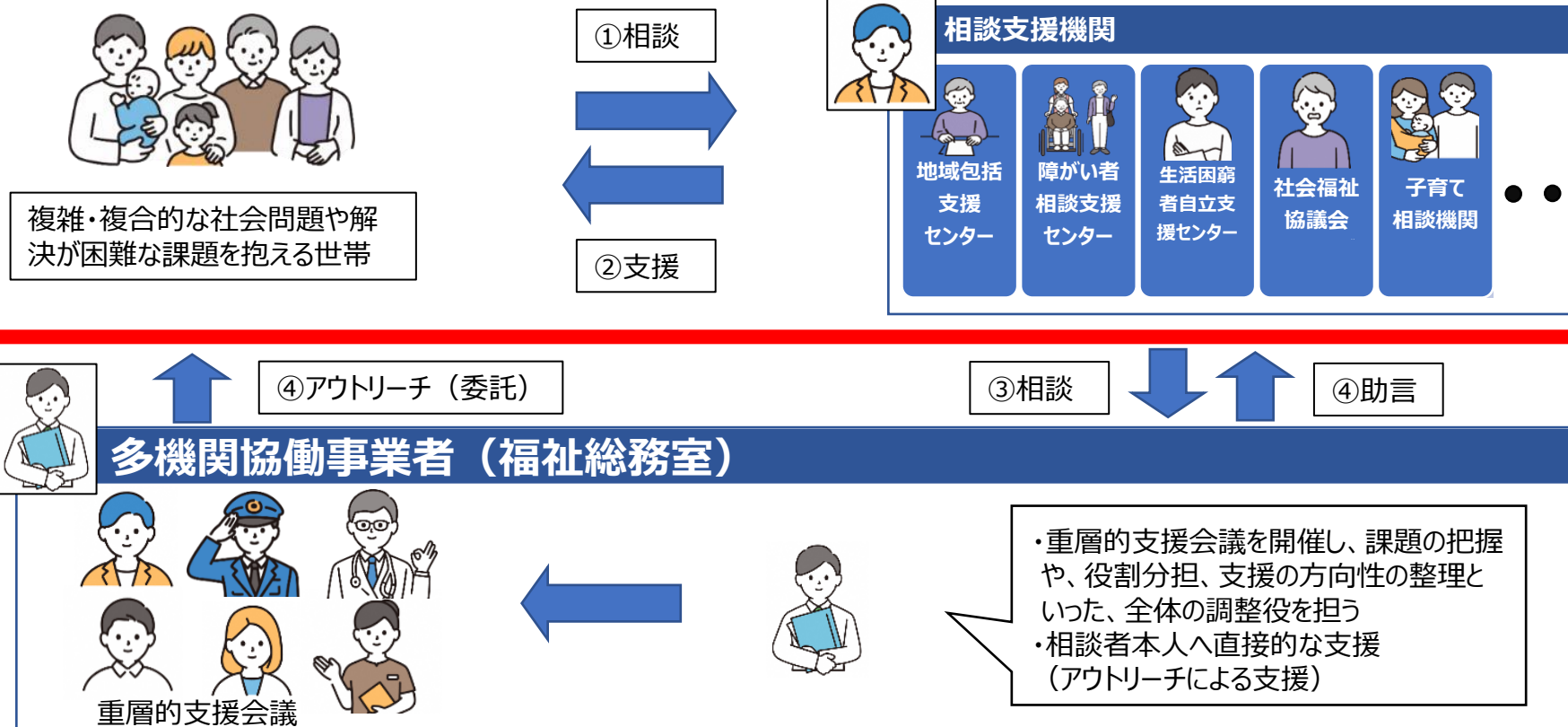
重層的支援体制整備事業（以下の各号をすべて実施）			
		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援（相談支援事業）	【高齢】地域包括支援センターの運営
	ロ		【障がい】障害者相談支援事業
	ハ		【子供】利用者支援事業
	ニ		【困窮】自立相談支援事業
第2号		参加支援（参加支援事業）	新
第3号	イ	地域づくりに向けた支援（地域づくり事業）	【高齢】一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業）
	ロ		【高齢】生活支援体制整備事業
	ハ		【障がい】地域活動支援センター事業
	ニ		【子供】地域子育て支援拠点事業
			【困窮】生活困窮者等のための地域づくり事業
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援	新
第5号		多機関協働	新
第6号		支援プランの作成	新

2-2 重層事業の新たな機能（多機関協働）

□ 「多機関協働」（直営）

- 支援関係機関の抱える課題の把握や、役割分担、支援の方向性の整理といった**全体の調整役**
- 相談者本人に直接会って独自のアセスメントを行うなどといった相談者本人へ**直接的な支援**
- 重層事業に関わる者の**連携の円滑化**を進め、包括的な支援体制の整備を構築

重層的支援会議の開催や支援機関の役割分担、支援の方向性の提示等、庁内の関係室課との連携・調整が必要であるため、直営で実施する。



2-3 重層事業の新たな機能（参加支援、アウトリーチ等支援）

□ 「参加支援」（委託）

- 不登校やひきこもり、虐待、ダブルケア、8050問題、外国人居住者など、複雑化・複合化した課題を抱え社会から孤立している世帯や、年齢要件に当てはまらないなどの理由により既存の制度の狭間にいる人を対象
- 人々との交流のための居場所や、ボランティア活動、就労支援等、社会とのつながりをつくる事業
- 本人のニーズや課題などを丁寧に把握し、社会参加に向けた支援メニューを提供

□ 「アウトリーチ等を通じた継続的支援」（委託）

- 訪問等により本人と継続的につながるための信頼関係を構築する機能
- 制度がないケースや狭間への支援について優先順位が下がり、支援困難ケースとなる可能性もあるため、早期発見、早期介入することで支援コストの低減を見込む



吹田市社会福祉協議会は市内6ブロックにコミュニティー・ソーシャル・ワーカーを配置し、分野を問わない相談支援に取り組み、33地区の福祉委員会と連動して地域づくりを展開している。

重層事業の新たな機能との相乗効果が見込まれるため、吹田市社会福祉協議会に事業を委託。

	参加支援	アウトリーチ等を通じた継続的支援
業務内容	・参加支援事業の推進 ・地域資源の開発や地域資源と要援護者とのマッチング ・重層的支援会議及び支援会議への参画	・アウトリーチの充実 ・相談へのアクセスの向上 ・地域課題の把握やつなぎ ・重層的支援会議及び支援会議への参画
関係機関へのヒアリング内容	「資源開発を展開し地域アセスメントをされるとよい」 「新たな資源開発など地域づくりに期待」	「途切れがちなひきこもり支援に期待」 「支援困難事例のアウトリーチに期待」 「つながり続ける支援者が必要」



多機関協働と連携し、福祉の課題に対応する人材育成、専門職のスキルアップ等をめざす研修の企画・実施を推進する**重層支援コーディネーター**を新たに吹田市社会福祉協議会に配置

2-4 重層事業の新たな取組（受けとめ隊の配置）

□ 「受けとめ隊」の配置

- 「受けとめ隊」を配置し、相談支援機関との連携体制を確保
- 他の相談支援機関との連携方法を検討
- 必要に応じて多機関協働事業へつなぐ
- 研修や庁内の連携ツールを使い平時から縦割りの垣根を低くする取組を実施

受けとめ隊の活動により、庁内における支援の連携スキル（※）の向上等を目指す。

※支援者同士の関係性構築や担当以外の制度・サービスに対する理解、支援の見立てに対する共通理解など



相談支援機関



連携



協働

■ 受けとめ隊（市職員）



連携

協働

多機関協働事業（福祉総務室）



分野の重なっている部分における**協働**が機能するため
「受けとめ隊」を配置し、連携体制の確保と重層事業の意識付けを行う

2-4 重層事業の新たな取組（受けとめ隊の配置）

□「受けとめ隊」の配置室課

- 令和5年度 福祉部、児童部、社会福祉協議会等が参画する会議を5回開催
- 令和6年度 35室課で構成する地域福祉計画庁内推進委員会を3回開催

受けとめ隊の意識づけを目的として缶バッチを着用します！

10部20室課に受けとめ隊を配置



部局名	室課名
税務部	納税課
市民部	人権政策室
都市魅力部	地域経済振興室
児童部	子育て政策室、子育て給付課、のびのび子育てプラザ、保育幼稚園室、すこやか親子室、家庭児童相談室、こども発達支援センター
福祉部	生活福祉室、高齢福祉室、障がい福祉室
健康医療部	国民健康保険課、地域保健課
都市計画室	住宅政策室
水道部	総務室
学校教育部	学校教育室
地域教育部	青少年室、放課後子ども育成室

多機関協働事業者・・・福祉総務室

2－5 重層事業における3つの会議

- 包括的な相談支援体制の中で受けとめた相談のうち、既存の連携体制や相談先の機関のみでは対応が困難な複雑化・複合化したケース等については、受けとめ隊からの相談を受けた多機関協働事業でその都度関係機関を招集して会議を開催し、組織的に課題の解決にあたる。

	重層井戸端会議	重層プレミヤクミヤク会議 (支援会議)	重層ミヤクミヤク会議 (重層的支援会議)
主な 開催目的	・関係室課からの助言 ・重層ミヤクミヤク会議等開催 イメージの共有	・支援拒否ケースへのアプローチの 検討、情報共有 ・潜在的相談者の発見等につながる 取組（研修、ネットワーク会議）	・支援プランの策定 ・支援終結、中断の判断
必要書類	なし	ケース状況が確認できる資料	既存の相談受付票 支援対象者の同意書
開催依頼	ロゴチャット、電話等	開催通知	開催通知
個人情報の共有	不可	可能（守秘義務あり）	可能
記録	開催実績のみ記録	議事録	議事録 インテーク・アセスメントシート

2-6 重層的支援体制整備事業実施計画（社会福祉法第106条の5）

- 重層事業を適切かつ効果的に実施するため、「重層的支援体制整備事業実施計画」（以下「重層実施計画」という。）を策定。
- 重層実施計画を策定するときは、地域住民、支援関係機関その他の関係者の意見を適切に反映。
- 重層実施計画は、地域福祉計画や、吹田健やか年輪プラン、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画、こども計画等と調和が保たれたものでなければならない。

● 第4次地域福祉計画（令和4年～令和8年）

包括的な相談支援体制の構築【重点施策】

分野をまたぐ課題や制度の狭間にある課題に適切に対応できる体制づくりを進めるなど、**多機関の連携・協働**のもと、地域全体で支え合える力を強化し、様々な課題に対応しながら適切な支援につなげることができる**包括的な相談支援体制の構築を進めます。**

● 策定経過

- ・ 令和5年度 福祉部、児童部、社会福祉協議会等が参画する会議を5回開催
 - ・ 令和6年度 35室課で構成する地域福祉計画庁内推進委員会を3回開催
 - ・ 令和7年3月 パブリックコメントを経て重層事業実施計画策定
- ※ 関係室課のほか、地域包括支援Cや障がい者相談支援C等へヒアリングを実施



第9期吹田健やか年輪プラン

基本目標2 地域における支援体制の充実

重層的支援体制整備事業の進捗に合わせ、複合的な課題を抱える世帯全体への支援について、地域包括支援センターが関係機関と組織的に連携し、課題解決や介護家族者への支援に取り組めます。

吹田市障がい者支援プラン

相談支援体制の充実・強化等【重点取組】

重層的支援体制整備事業の進捗に合わせ、複合的な課題に対応できるよう他機関との連携強化を図ります。

令和7年度

第1回 すいたの年輪ネット

3

重層事業における生活支援体制整備事業

3 - 1 重層事業における生活支援体制整備事業

□ 地域づくり事業の基本的な考え方

- 高齢者や障がい者等の居場所を確保した上で、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備
- 既存の取組を継続しつつ、個別の活動や人のコーディネート
- 多分野がつながるプラットフォームの展開

● 重層的支援体制整備事業の実施について

生活支援体制整備事業実施要領（抜粋）

（１）目的

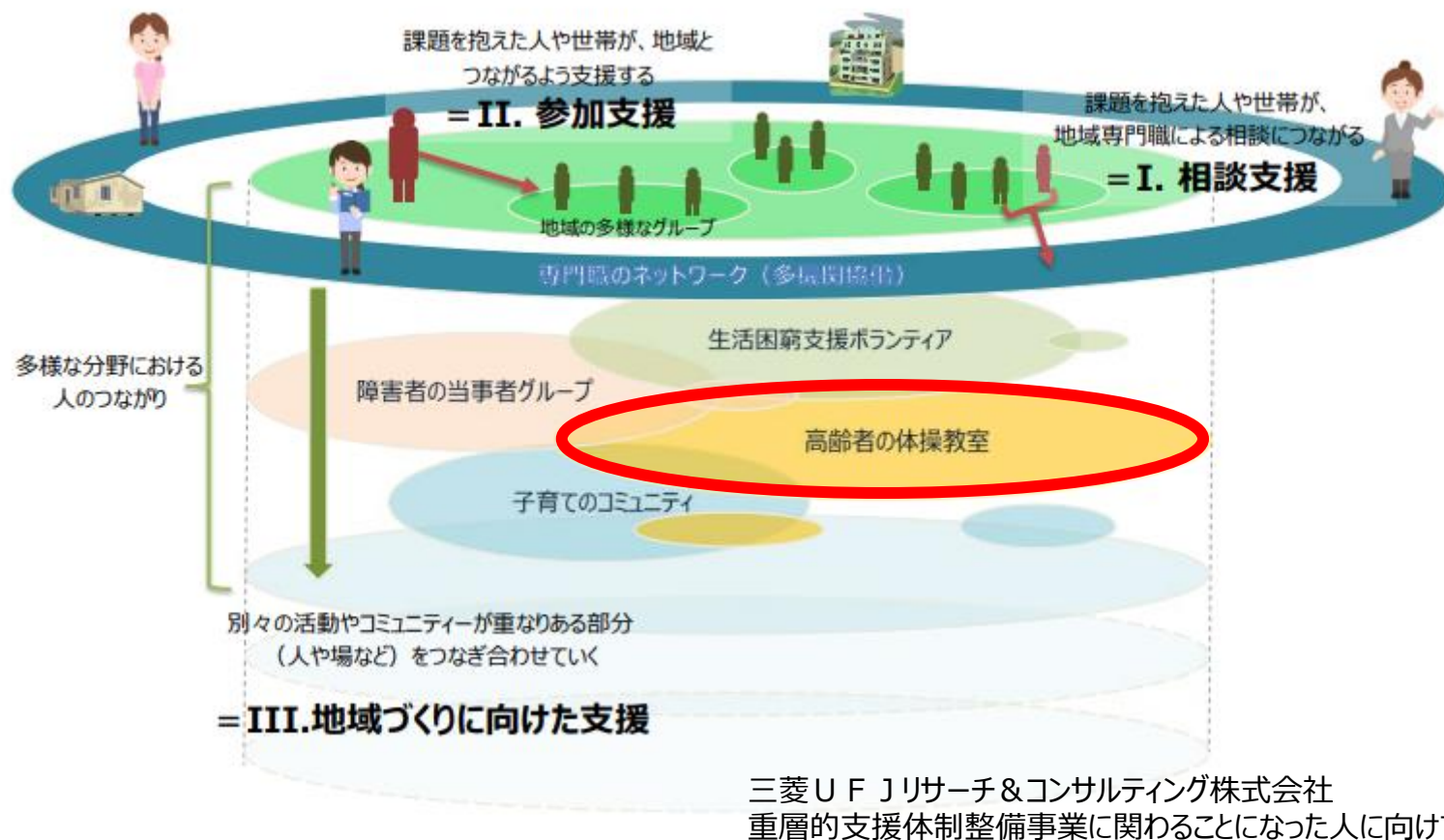
重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ、地域住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備するとともに、交流・参加・学びの機会を生み出すために「人と人」、「人と居場所」をつなぎ合わせるコーディネートを行う観点から、参加者の属性や世代に関わらず必要な支援を行うものとする。

（３）実施内容

- ・ 重層的支援体制整備事業の趣旨を踏まえ、保健医療、労働、教育、住まい、地域再生、まちづくり、農業等の福祉分野以外の分野との連携を図り、幅広い関係者が出会い、学び合う多様なプラットフォームが形成されることを支援しつつ、生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備の推進に努めること。
- ・ 住民主体による支援などの多様な支援を推進するためには、高齢者施策にとどまらず、地域づくりの観点から、高齢者施策以外の市町村内の担当部門、地域内の関係団体との連携を視野に入れ、様々な分野の多様な主体を巻き込んで取組を進めていくこと。

3-2 重層事業における生活支援体制整備事業

● 3つの支援のアプローチ



- 相談支援機関のネットワークで対応する「相談支援」
- 地域とのつながりを作るための支援を行う「参加支援」
- 世代や属性を超えた居場所の整備やプラットフォームの形成を支援する「地域づくりに向けた支援」

3-3 重層事業における生活支援体制整備事業

● 「地域づくりに向けた支援」における生活支援体制整備事業



- 「地域づくり」はすでに地域の中にあるものが前提
- 話し合いのプラットフォームづくりや活動が広がる側面的な支援
- 活動を地域全体に広く整備するというよりは属性や分野を超えて重なりつなぎ合わせる